

## 公益財団法人所沢聖地霊園 指定石材店登録について

公益財団法人所沢聖地霊園(以下「甲」という)の「所沢聖地霊園」内墓地において、墓石・外柵・カロート・台石等(以下「墓石等」という)の建立、彫刻及び撤去をなしうる石材店(以下「指定石材店」という)の資格の取得及び喪失の条件は以下の通りとする。

### 第1条(登録基準)

甲の指定石材店としての登録は、甲の指定石材店としての資格の取得を希望する者(以下「乙」という)が、以下の全ての内容を満たしていることを必要とする。

- (1) 建設業等施工に必要な許可を有していること
- (2) 「所沢聖地霊園」内に常勤職員を3名以上配置し、うち1名は土木施工管理技士相当であること
- (3) 墓石等の工事内容について、最低10年間保証する旨の保証書を発行すること
- (4) 墓石の原産地について明記した墓石加工証明書を発行すること
- (5) 乙が墓石等を建立した区画において、甲からの委託により焼骨等の埋収蔵を行うこと
- (6) 乙が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないこと

### 第2条(資格の取得)

乙は、甲の定める方式に従い、甲に申込書を差し入れる。

2. 乙は、前項の申込書のほか、甲が第1条に定める基準を審査するために必要な書類を甲に提出する。
3. 甲は、乙から提出された書類をもとに乙の登録条件を審査し、適当と認めた場合には、「墓石工事・施工業務に関する契約書」及び「業務委託契約書」に定める契約を経たうえで乙を指定石材店として登録する。

### 第3条(指定石材店の権利及び義務)

乙の指定石材店としての権利及び義務については前条第3項の契約により定めるものとする。

### 第4条(資格の喪失)

乙が第2条第3項の契約に定める解除要件に該当する場合は、甲は、直ちに当該石材店の登録を解除することができる。